

川崎市柿生学園の指定管理者制度導入についての検証

1 指定管理者

| | |
|-----------|---|
| (1) 指定管理者 | 社会福祉法人 社会福祉事業団(川崎市中原区小杉町3丁目245番地) |
| (2) 指定期間 | 平成18年4月1日 ~ 平成23年3月31日 |
| (3) 業務の範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援、生活介護、短期入所に関する業務 ・相談支援 ・居宅において介護を行なう者の疾病その他の理由によって介護を必要とする障害者に対する昼間における排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与に関する業務 ・共同生活介護に対する支援・連携 ・施設の利用契約に関する業務 ・管理施設等の維持管理に関する業務 ・利用者意見の把握及び事業への反映に関すること。等 |

2 検証結果

| 項 目 | 検 証 |
|-----------------------|--|
| 1 最適な公共サービスの手法の選択 | 1 |
| (1) 最適な公共サービス提供主体の選択 | (1) |
| ① 法制度上の必要性 | ① 公がサービス主体となることを定めている法令はなく、公が条例、規則等で公共サービスの提供を担保した指定管理制度の活用も可能である。 |
| ② サービスの制度趣旨や社会状況 | ② 旧知的障害者の入所更生施設として、強度行動障害を有するなどの、重度の知的障害者を受け入れてきた実績がある。今後も民間の施設では受け入れが困難な重度の知的障害者に対し、質の高い支援を提供していくためには、民間への譲渡ではなく、行政が関与した指定管理者制度による運営が望ましいと考えられる。 |
| ③ サービスの質を担保する仕組みの存在 | ③ 健康福祉局心身障害者総合リハビリテーションセンター管理運営調整委員会設置要綱に基づき、指定管理者の選定及び指定管理者に行かせた管理運営業務について評価等を実施している。また、基本協定書において、市は指定管理者に管理状況の確認のため、業務内容について報告させ、条件を満たしていない場合は改善を勧告すると定めているとともに、指定管理者が条例等に違反したとき、業務を履行しない等ときは、指定の取消又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができる定めている。また、指定管理者は、利用者意見や地域の要望等を把握する体制を整備するとともに、定期的に第三者評価を受審するなど支援水準の向上に努めている。 |
| (2) 効率的な運営手法の検討 | (2) |
| ① 市民満足度の高いサービス提供 | ① 「信頼され選ばれる福祉サービスの提供」を基本方針に掲げ、質の高いサービスが提供されており、日中活動支援におけるアルミ缶リサイクル活動では、地域からも高い評価を得ており、リサイクル協会からも表彰されている。 |
| ② 施設運営の継続性、安定性、公平性の確保 | ② 施設管理の継続性、安定性については、法人のノウハウや経営努力等によって、高いレベルで保たれている。また、公平性についても、法人の要綱等に則った苦情・相談の対応や市の健康福祉局心身障害者総合リハビリテーションセンター管理運営調整委員会設置要綱に基づいた評価等によって確保されている。 |
| ③ 効率的、効果的な運用の確保 | ③ 自由な発想、サービスの創意工夫によって効率的、効果的な運用が行われている。 |
| 2 サービス向上等 | 2 |
| (1) 安定性 | (1) 各事業ともに高い稼働率で運営されており、継続的に安定したサービスの提供がされている。 (平成21年度実績) 《入所》 在籍数 58(男29人、女29人)、利用者数 延べ 20,650人 《短期入所》 契約者数 84人、利用者数 延べ877人 《日中一時支援》 契約者数 23人、利用者数 延べ11人 |
| (2) 公平性 | (2) 入所者については、本市が設置している入所調整会議において、公正かつ円滑に調整がされており、短期入所者については、施設によって公平を期して受け入れが行われている。また、サービスの向上のため、個々のニーズに対応した公平な支援を行っており、利用者や家族等からの苦情・相談等にも法人の要綱及び施設のマニュアルに基づいて迅速、丁寧に対応している。 |
| (3) 専門性 | (3) 指定管理者が有する専門性やネットワークを活用し、従来のサービス以外にも新たな企画を実施することが可能となり、より専門性の高いサービスが提供されている。 |
| (4) 創意工夫 | (4) 利用者の満足度を向上させるため、柔軟な発想を活用しサービスの提供がされてい |

| | |
|-----------------------|---|
| 3 コスト検証 算定方法 | る。利用者の個別ニーズに対応した個別支援計画、栄養マネジメントによって食事の提供方法や転倒による怪我防止などの工夫がされている。 |
| 4 施設の安全性 大規模修繕の必要性 | 3 指定管理者制度導入とともに障害者自立支援法が施行され、施設系サービスについては、平成18年10月から施行後、報酬単価の変更等、毎年見直しが行われた中で、当該施設は平成21年度から新法体系に移行しており、順調に運営が行われている。今後も利用料金制も含めたコストの検証が必要と考える。 |
| 5 総 括 成 果 | 4 昭和61年に開設した施設で、築24年が経過している。今後も部分的な修繕が見込まれるため、修繕計画を立てて検討していく必要がある。 |
| | 5 強度行動障害などを有する、重度知的障害者を受け入れており、日中活動支援におけるアルミ缶リサイクル活動では、リサイクル協会からも表彰を受けている。また、施設近隣の同法人が運営しているグループホームのバックアップ施設として、地域移行支援にも大きく貢献している。今後も指定管理者の創意工夫によって、更なるサービスの向上が期待されるため、指定管理者制度の活用による運営をしていくことが望ましいと考える。 |